ロープ末端の切断・処理について

外皮のずれや末端のほつれを防ぐため、ロープの末端を切断する際は注意を要します。

- 傷んだ箇所からすぐの所でなく、１～２mほど余分に切断します。
- 傷んだ箇所を切りとったら、末端側５mの箇所に向けて手でしごきます。外皮にずれが生じている場合、余分な外皮を末端の外に出すことができます。
- 末端に外皮の余りができたら、その外皮の端から２０ｃmさかのぼった所で改めてロープを切断します。こうすることで、将来的に外皮のずれが生じるのを抑えます。
- 最後に、末端がほつれないように結着します。一番良い方法は適切なホットカッターを使用する方法です。無い場合は、ライターを使用することもできます。繊維を溶かし、慎重に手で断面を平らにします。ロープを焼かないように注意してください。
- 中央にマーキングのあるロープの場合、片側の末端を切断することでマーキングの位置がずれてしまうため、マーキングの位置を修正する必要があります。
- ＥＮ規格では、全てのロープに適切なラベルの表示が求められています。新しい末端には、必要な情報を全て記載したマーキングラベルを貼り直す必要があります。ラベルもしくはテープを貼り付け、熱収縮カバーで保護してください。
- ロープをカットしてメートル単位で販売する場合、販売者はロープ末端のマーキング情報と取扱説明書をコピーし、ユーザーに配布する必要があります。

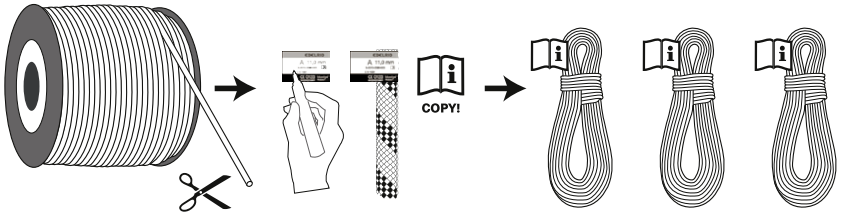

個人保護用具の点検

ロープは使用されるために作られていますが、使用するとその痕跡が残ります。使用の前後に注意深くロープを点検する必要があるのはそのためです。これは特にロープの縫製処理済の末端に当てはまります。また、職場で使用する場合は、個人保護用具に精通した担当者が最低でも１２ヶ月に１度全ての個人保護用具を点検する必要があります（ドイツ法定損害保険 112-198/199）。この過程を適切に記録し、トレーサビリティを維持するため、使用記録を残す必要があります。使用記録は厳密な要求事項ではありませんが、これにより個人保護用具の点検と評価がしやすくなります。結果として、ユーザーが個々の用具の使用時間を把握し、目に見えない損傷の可能性に対して一歩進んだ安全対策を検討することができます。
目視点検に加え、ロープは触診による点検をおこなう必要があります。わかりにくい小さな変形や損傷の痕跡を見つけることができる唯一の方法です。以下の情報は、当社の個人保護用具に関するトレーニングコースで使用している、カーンマントルロープ点検マニュアルより抜粋したものです：

1. **ラベルの確認と最長耐用年数：**ＣＥマークとシリアル番号が読める状態で表示されていることを確認してください。製品の最長耐用年数を過ぎていないことを確認してください。そのためには、ロープの製造年を確認する必要があります。セミスタティックロープでは、ロープ末端のラベルに記載されたシリアル番号もしくはロープ内部の識別テープから、この情報を確認できます。
   最長耐用年数に関する情報は、メーカーの取扱説明書でいつでも確認できます。取扱説明書は購入するロープに付属しているほか、メーカーのウェブサイトからダウンロードすることもできます。
   マーキングや情報が見当たらない場合や、ロープの耐用年数を経過した場合は、使用を中止してください。

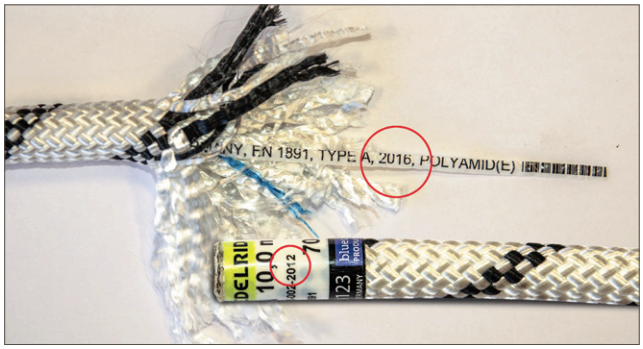

ロープ末端のマーキング

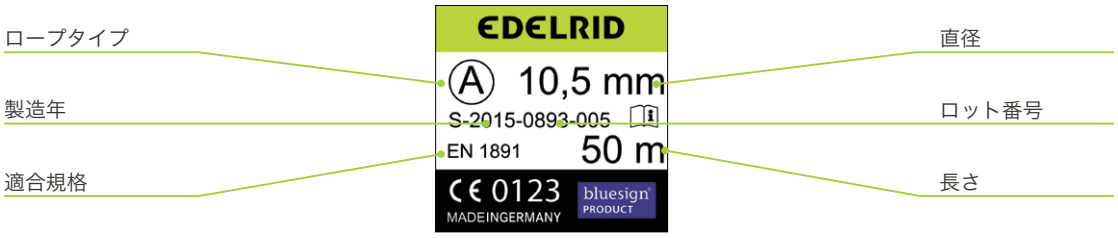

個人保護用具の点検

2. **ロープの長さおよび中央のマーキングの確認：**表示されているロープの長さが正しいこと、また中央にマーキングがあるロープについては、そのマーキングが正しい位置にあることを確認してください。短時間でロープの長さを確認する方法：ロープを広げて半分の長さに折り、さらに半分に折ります。その状態で長さを測り、計測した値を４倍します。

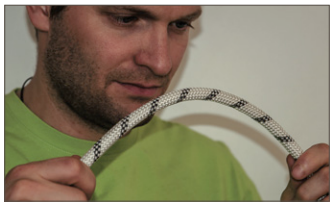

3. **外皮の目視点検：**外皮に物理的な損傷（切れ目、摩耗、融解、硬化した箇所、変色や外皮のずれ等）が無いことを確認してください。切れ目は、ロープが損傷を受けたことを示しています。融解や硬化した箇所は、ロープが高温にさらされたことを示しています。変色は、ロープが化学物質と接触した可能性を示しています。これらの内のいずれかに該当するロープは使用を中止してください。

4. **触診による点検：**ロープの全長にわたり芯の感触を確かめてください。ロープをしっかりと曲げ、そのあと両手の中を流します。硬い、もしくは柔らかい箇所がないか。異常に太くなっている箇所がないか。変形や硬化、潰れた箇所がある場合は、ロープの芯が損傷したり劣化したりしていることを示しています。ロープの使用を直ちに中止する必要があります。

5. **縫製処理済の末端および結び目の点検：**縫製箇所および結び目を確認してください。必要な場合は、保護カバーを取り外して隠れた縫製箇所を適切に点検できるようにしてください。縫製箇所が切れたり、裂けたり、摩耗したりしている場合、ロープの使用を中止してください。

原則：ユーザーが、いかなる理由でもロープが使用に適した状態にあることに確信を持てない場合は、使用を中止し必要に応じて個人保護用具に精通した担当者による点検を実施してください。

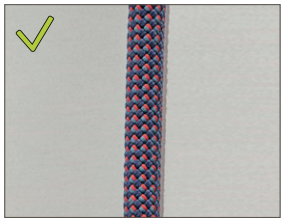

摩耗した外皮

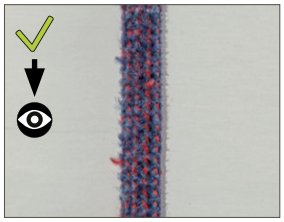

摩耗した外皮

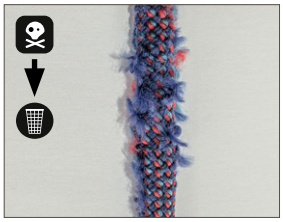

損傷した外皮

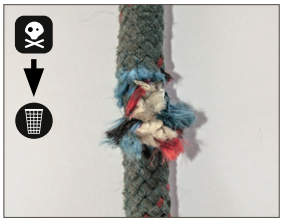

切れ目

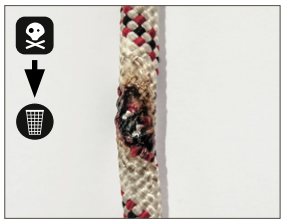

摩擦による融解

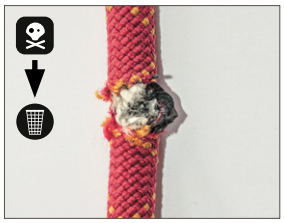

摩擦による融解

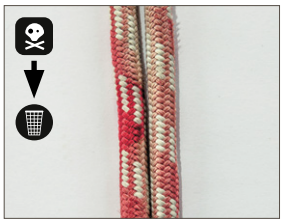

変色

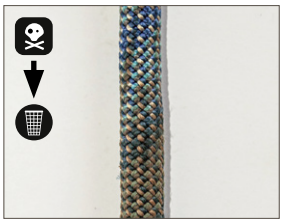

変色

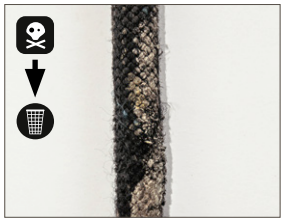

汚れ

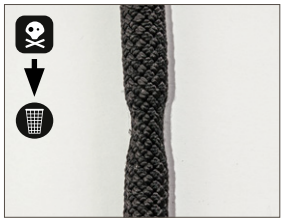

芯の変形

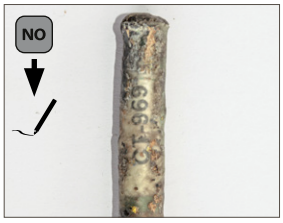

ラベルが判読できない

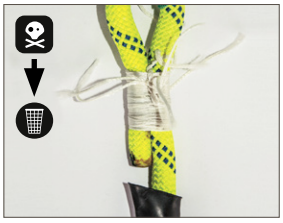

縫製処理済の末端の縫製が裂けている